倫理規程

［　制定　令和６年４月 26 日
　最終改定　令和６年４月 26 日　］

（協会の使命及び社会的責任）
第１条　公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

（社会的信用の維持）
第２条　本協会は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）
第３条　本協会は、関連法令及び本協会の定款、規程及び内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）
第４条　定款第22条の役員、第29条の顧問、第53条の委員会等委員、職員及び有期契約職員（以下「役職員等」という。）は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。
２　本協会の業務に関して、知り得た秘密を洩らし又は自己の利益のために使用してはならない。

（利益相反の防止及び開示）
第５条　本協会の役職員等は、その職務の執行に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）
第６条　本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）
第７条　本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研鑽）
第８条　本協会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規程遵守の監視）
第９条　本協会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守状況を実効あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

（改廃）
第10条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則（令和６年４月26日　第１回通常理事会承認）
この規程は、令和６年４月26日より施行する。